

障害者活躍推進計画の実施状況について

令和4年5月

和歌山県障害者活躍推進計画の令和3年度の実施状況について公表する。

(1) 継続的な障害者雇用の推進

令和3年6月1日時点の本県の実雇用率は2.55%となっており、令和2年同時期(2.41%)から0.14ポイント、令和元年同時期(2.04%)から0.51ポイント改善した。ただし、法定雇用率は未達成の状況にあるため、民間の事業主に対して率先垂範する立場から、法定雇用率の早期達成に留まらず、継続的な雇用に取り組んでいく。

なお、令和2年4月1日には正規職員3名、非常勤職員7名、知的障害者雇用非常勤職員5名を採用し、令和3年4月1日には、正規職員3名、非常勤職員7名、知的障害者雇用非常勤職員3名を新たに採用した。

(2) 職場環境の改善に向けた取組及び庁内相談体制の整備

令和元年6月より、5人以上の障害者が勤務する事業所において設置が義務付けられている「障害者職業生活相談員」に人事課職員を選任し、選任予定の職員に、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、適切な対応がとれるよう相談体制を整えている。

また、令和2年4月より、庁内の相談窓口として専門員の「障害者職業生活相談支援員」を選任し、障害者である職員本人や、職場の支援担当者等が相談できる窓口を人事課に設置している。

そして、障害者職業生活相談員である人事課の職員と上記相談支援員が、新規採用職員を中心に、面談を実施するとともに、職場の環境整備についてアドバイスをを行い、積極的に障害者の働きやすい職場環境整備に努め、定着率の向上につなげている。

さらに、令和3年4月からは、上記相談支援員の勤務日数を週1日から週2日とし、十分な面談時間の確保と質の向上に寄与している。

(3) 職員の障害に関する理解促進・啓発のための取組

職員が障害のある方と一緒に働く経験を持ち、障害者雇用に関する理解を深めることを目的に、特別支援学校の生徒を対象とした県庁インターンシップを毎年継続して実施しており、令和2年度には4名の支援学校の生徒を受け入れ、令和3年度には4名の支援学校の生徒に加え、障害者就業・生活支援センターからも2名受け入れた。

なお、令和3年4月には、令和2年度インターンシップ参加者から2名採用している。また、職員の障害に関する理解促進・啓発のため、令和3年度は職員全員を対象とする

「人権・同和特別研修」において、テーマの一つとして「障害のある人の人権」を取り上げ、障害に関する知識や必要な配慮について講義やグループ討議を行った。

(4) 総括

本計画の数値目標の一つである法定雇用率 2.60%の達成は、令和 3 年 6 月時点では実現していないものの、実雇用率は令和元年度から大幅に改善し、計画の最終年度である令和 4 年 6 月には目標の 2.60%を超える見通しである。

法定雇用率を達成した後も、引き続き専門員や関係課室が支援団体等と連携し、相談体制を充実させるとともに、研修等により障害に関する知識・理解を深め、面談以外にも意見交換できる場を増やしていくことで定着率の向上に努め、どのような障害を持った職員にとっても働きやすい職場環境の整備を目指し、より一層励んでいく。